

北上市告示甲第24号

北上市空家等解体撤去事業補助金交付要綱（令和2年北上市告示甲第28号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月19日

北上市長 八重樫 浩 文

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>（事業実施期間） 第18 補助事業の実施期間は、令和2年度から<u>令和7年度</u>までとする。</p> | <p>（事業実施期間） 第18 補助事業の実施期間は、令和2年度から<u>令和8年度</u>までとする。</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> | |